

議案第50号

日野町営バス購入基金条例の一部改正について

日野町営バス購入基金条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年9月11日提出

日野町長 景山享弘

日野町営バス購入基金条例の一部を改正する条例

日野町営バス購入基金条例（平成19年日野町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>○日野町営バス購入等基金条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき町営バスの購入資金等に充てるため、日野町営バス購入等基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>（処分）</p> <p>第5条 基金は、町営バス購入及び大規模な修繕のため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>○日野町営バス購入基金条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき町営バスの購入資金に充てるため、日野町営バス購入基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>（処分）</p> <p>第5条 基金は、町営バス購入のため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。